

「第2次日向市過疎地域持続的発展計画（案）」に対する意見募集要領

〔計画期間：令和8年度～令和12年度〕

1 趣旨

市では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき令和3年度に策定した「日向市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」の計画期間が終了するため、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第2次日向市過疎地域持続的発展計画」の策定に取り組んでいます。

本計画は、市の中で一部過疎地域とされている東郷町域において、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上が実現するように、総合的かつ計画的な対策を実施するために定めるものです。

この度、「第2次日向市過疎地域持続的発展計画（案）」がまとまりましたので、下記の要領で意見募集を実施します。

皆さんから寄せられたご意見等を参考に最終調整を行うこととしておりますので、忌憚のないご意見をお待ちしております。

2 実施（受付）期間

令和7年7月7日（月）～令和7年7月25日（金）まで

3 計画（案）の公表場所

日向市役所（総合政策課、市民情報室）

東郷総合支所（東郷地域振興課）、美々津支所、岩脇支所、細島支所

市のホームページ（<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=250630093223>）

4 意見募集の対象者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内に在勤、在学する者
- ・ 上記のほか、パブリックコメント手続の対象となる施策等に利害関係を有すると認められるもの

5 意見の提出方法

別紙の意見提出用紙に、住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、団体名及び代表者氏名）、連絡先を記入のうえ、公表場所の職員に手渡していただくか、郵便又は電子メールで、下記の提出先にご提出ください。

※令和7年7月25日（金）の午後5時までに受領した意見を有効とします。

6 意見の提出先

- 郵送の場合 : 〒883-8555 日向市本町 10 番 5 号 日向市総合政策課政策推進係宛
- 電子メールの場合 : sougou@hyugacity.jp

7 提出意見の取り扱い

- ・ 提出されたご意見は、内容ごとに整理、分類した上で、これに対する日向市の考え方とともに公表します。
- ・ 公表の際は、ご意見の内容のみ公表し、氏名等は公表しません。
- ・ 個々のご意見に対して、提出者に個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

8 問い合わせ先

総合政策課 政策推進係

〒883-8555 日向市本町 10 番 5 号

電話 0982-66-1001

電子メール : sougou@hyugacity.jp